津山市間伐材搬出促進対策補助金交付要領

制定 平成２４年３月３０日　津産森第１３６１号

改正　平成２９年４月　３日　津産森第　１４１号

改正　平成３１年４月　１日　津農森第　６６５号

改正　令和４年１０月２６日　津農森第１３６３号

（趣旨）

第１条　この要領は、木材価格の低迷による林業の収益性の悪化等により放置森林が増大する中、森林の公益的機能の発揮及び森林所有者の生産意欲の向上を図るため、津山市内の森林で間伐を実施する者が、山土場から津山市内の木材市場（以下「市場」という。）に間伐材を出荷する場合の経費に対して、津山市間伐材搬出促進対策補助金（以下「間伐材搬出補助金」という。）を交付するものとする。

　なお、本事業の実施に当たっては、津山市補助金交付規則（昭和４２年津山市規則第１３号。以下「規則」という。）及び津山市林業振興補助金交付要綱（平成１０年津山市告示４９号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　間伐材搬出補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を満たす間伐材搬出事業とする。

⑴　津山市内の森林において間伐を実施し、山土場から市場へ間伐材を搬出するものであること。

⑵　間伐材搬出補助金の交付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）の前年度の４月１日以降に着手した間伐材搬出事業であって、申請年度に国又は岡山県が行う森林環境保全直接支援事業等（以下「造林関係補助事業」という。）の採択を受けたものであること。

（補助金額）

第３条　間伐材搬出補助金の額は、別表第１のとおりとする。

２　間伐材搬出補助金の申請は、１補助対象事業につき１回を限度とする。

（補助対象者）

第４条　間伐材搬出補助金の交付の対象となる者は、申請年度に造林関係補助事業について交付決定及び額の確定通知書を受けた者若しくは森林所有者又はこれらから施業の依頼を受けた者とする。

（補助金の交付申請）

第５条　間伐材搬出補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、所定の補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は、第５条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは予算の範囲内で速やかに間伐材搬出補助金の額を決定し、規則第６条に規定する補助金交付決定書により補助事業者に通知するものとする。

（事業の実績報告）

第７条　補助事業者は当該補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第８条　第６条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

　（書類の整備等）

第９条　補助事業者は、間伐材搬出補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

付　　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２９年４月３日から施行する。

付　　則

（施行期日）

１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

付　　則

（施行期日）

１　この要領は、令和４年１０月２６日から施行する。

（補助金額の特例）

２　令和４年度における補助金額は，第３条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 補助金額 |
| 令和４年３月３１日以前に申請箇所から搬出した間伐材で、津山市内の市場に出荷したもの | １立法メートル当たり３００円 |
| 令和４年４月１日から令和５年３月３１日までに申請箇所から搬出した間伐材で、津山市内の市場に出荷したもの | １立法メートル当たり６００円 |

（様式にかかる経過措置）

３　この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市間伐材搬出促進対策補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（この要領の失効等）

４　この要領は、令和８年３月３１日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要領の規定により間伐材搬出補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この要領は、失効後もなおその効力を有する。

別表第１

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 補助金額 |
| 申請箇所から搬出した間伐材で、津山市内の市場に出荷したもの | １立法メートル当たり３００円 |